

## 中小企業組合を活用したBCP(事業継続計画)策定への取り組みについて 第2回組合役職員等講習会開催！

我が国では、地震、台風、集中豪雨等の自然災害が数多く発生し、中小企業においても直接・間接の被害を受けています。もし、中小企業が災害等で被害を受けて事業を中断すれば、そのまま廃業や倒産といった事態につながりかねず、被災地の地域経済にも深刻な影響を及ぼしかねないものであり、万に備えるために中小企業においてもBCP(事業継続計画)策定への取り組みがもてめられております。

そこで、中央会では、10月3日午後、津市のプラザ洞津において、災害等のリスク、BCPの基本的な知識、中小企業及び中小企業組合での取組み事例、防災対策の制度資金や三重県の地震対策の取組みなどを理解していただくことを目的に講習会を開催しました。



### 講演Ⅰ： 中小企業組合を利用した BCPへの取り組みについて

講師：榎本 純夫 氏(株式会社損保ジャパン・リスクマネジメントBCM事業本部自然災害事業部主任コンサルタント)

文部科学省地震調査研究推進本部の予測では、全国県庁所在地の都市で、今後30年以内に震度6以上の揺れに見舞われる確率は、津市が61.33%と静岡市・甲府市について3番目の高率となっている。いつおこるか分からないで済まらず、社会にとって注意が必要という観点でとらえなければならない。

中小企業にとって、災害による被害は存続の危機である。大企業に比べダメージが大きく、事業中断がそのまま廃業や倒産に直結する。また、被災地の地域経済も低迷や雇用不安などの影響を及ぼすとともに、ものづくり中小企業の事業中断によりサプライチェーン全体を停止させることになるので、災害に対する事前の備えを講じなければならない。

従来は、防災対策として人命の安全確保、物的被害の軽減など拠点レベルでの対策であり、安全関連・施設管理部門の取組みであったが、BCPでは防災対策に中核事業の継続・早期復旧を目的として経営の観点で取り組む必要がある。BCPの導入メリットとしては、早期復旧による

安定経営、市場からの評価、地域貢献・地域社会からの評価などが得られる。

BCP策定のポイントは、中核事業を特定、目標復旧時間の設定、代替策の用意、BCP運用サイクルを回すこと。中小企業庁がホームページで提供しているプログラムに基づき、個々の中小企業でも策定できる。

しかしながら、中小企業単独で取り組むには負担が大きく、目先の経営課題に追われなかなか進まない。そこで、中小企業同士が連携・補完しあうことで企業を取り巻くリスクの軽減・BCP取組み時における負担を軽減することができる。さらに、共同で取り組むことにより個々での取組みに比べてモチベーションの維持・高揚ができるという事例も報告されている。

中小企業がBCPで重視すべきポイントとして、企業同士で助け合う、緊急時であっても商取引上のモラルは守る、地域を大切にする、できることから着手することが上げられる。

### 講演Ⅱ： 商工中金の民営化及び 防災対策支援貸付制度について

講師：青木 勇 氏(商工組合中央金庫 津支店長) 井草 誠治 氏(同支店 営業第四課長)

商工中金の民営化については、平成20年10月に株式会社へ転換、その後5～7年後に完全民営化される見込みである。完全民営化までは、20年9月までの準備期、20年10月

からの移行期、20年10月のおおむね5～7年後の完全民営化時点の3つのステップを踏んでいく。20年10月の株式会社への転換時には、株主は政府、中小企業団体及びその構

# ★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★☆☆☆☆ HOT TOPICS

成員に限定される。現在の出資総額5,000億円のうち政府出資は4,000億円、このうちかなりの金額が特別準備金として自己資本に充当され、残りを株式として所有することになる。株式会社化後、貸出は従来通り中小企業団体及びその構成員に限定されるが、預金資格に関する制限は撤廃されるとともに、預金保険機構に加入し普通預金等はペイオフの対象となる。完全民営化後も、株主資格制限等の措置をとり中小企業団体及びその構成員向けの金融機関と

して機能を維持していく。

防災対策支援貸付は、防災対策に取り組む事業者を貸付対象とし、資金用途は防災対策に必要な設備資金、BCP策定運用指針に基づき必要となる設備資金、運転資金である。形式は証書貸付で設備資金が15年、運転資金で10年、利率は条件により異なるが一般貸付より0.2%程度低いものになる。

## 講演Ⅲ：三重県における企業の地震対策について

講師：渡邊 隆弘 氏（三重県防災危機管理部地震対策室緊急支援グループ主査）

三重県には、東海・東南海・南海地震の海溝型の大規模地震、あるいは桑名断層をはじめとする多くの活断層があり地震発生リスクは高い。県としては、三重地震対策アクションプログラムの策定、津波の浸水予測、活断層図など様々な情報を提供しているので、自社の拠点や自身の住まいの状況を把握しておいてほしい。企業には地震

対策について取りまとめたガイドブックを作成したので活用されたい。また、企業の地震対策に係る資金の融資として「地震対策資金」を設けている。さらに、国の方でも税制の優遇措置も講じている。地震発生等のリスクを理解し事前の対策を講じていく必要がある。

## 裁判員制度について理解を得る 第1回情報連絡員会議開催！！

9月14日、三重県合同ビルにて平成19年度第1回情報連絡員会議を連絡員17名が出席の下開催し、津地方検察庁の企画調査課長三加誠次氏より、裁判員制度の研修を受けました。また、研修終了後は情報連絡員間で中央会・組合を取り巻く情勢について意見交換が行われました。

「裁判員制度」とは、国民が裁判員として殺人や傷害致死など重大な刑事事件の裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度であり、裁判員は法廷で証人の話を聞いたり、裁判官と評議をしたりすることが主な役割です。

この制度を導入する最大の目的は、法律の専門家でない方々の感覚を裁判の内容に反映させることです。

裁判員を選ぶ順序は、まず選挙権のある人の中から毎年くじで選考し、候補者名簿を作成した後、その名簿の中から事件ごとに再度くじで候補者を選びます。選ばれた人は裁判所での直接選考を経て、一つの事件の裁判員に指名されます。指名された人は原則として辞退することはできませんが、理由によっては認めら

れます。

社会人が選考された場合、一番気がかりになると思うのが会社の休暇についてですが、裁判員となるために会社を休むことは法律的にも認められており、休んだとしても会社で不当な扱いを受けることは許されていません。また、日程的にも余裕をもたせるよう約6週間前には本人に通知するといった配慮がされています。

裁判員として裁判に参加することは個人にとって貴重な経験を得るだけでなく、地域社会に貢献するという意味でもメリットはあるので、企業で働く方々には裁判員制度についての社内の理解を深めて、もし従業員に呼出状が届いた場合でも積極的にサポートして安心して裁判員になれるような配慮をし、そして将来的には従業員が裁判員に選考された場合に対応する特別な休暇制度の導入を検討してもらいたい。

なお、参加者から被告人の出所後のトラブルについての質問がありました。これを防止するためにも裁判員の名前・住所は公表しないので、安心してよいと回答がありました。